

函館市青少年補導センター青少年育成補導業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市子ども未来部子ども健やか育成課において青少年補導センター青少年育成補導業務に従事する会計年度任用職員（以下「育成補導員」という。）の勤務等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 育成補導員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(業務)

第3条 育成補導員の業務は、補導業務に関することとする。

(任用の要件)

第4条 育成補導員の新規任用に当たっては、次に掲げる要件を備えていることとする。

- (1) 補導業務の経験のある者または補導相談業務に精通している者
- (2) 65歳未満の者
- (3) 心身ともに健康な者

(任用期間)

第5条 育成補導員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

(育成補導員の身分証)

第6条 育成補導員が第3条の業務に従事するときは、函館市長の発行する身分を示す証票を携帯し、必要があるときはこれを提示しなければならない。

(勤務時間)

第7条 育成補導員の勤務時間は、毎週月曜日から金曜日までの午前11時45分から午後8時の間について割り振るものとし、1週間につき29時間を超えない範囲内において所属長が定める。

2 所属長が必要と認めた場合には、勤務を要しない日および休日に勤務を命ずることができる。この場合において、勤務日を振り替えし、または代休日を与えることができる。

(休憩時間)

第8条 育成補導員の1日の勤務時間が6時間を超える場合は、休憩時間を1時間とし、その始終時刻は、所属長が指定する。

2 所属長は、業務の都合により、前項の休憩時間を変更することができる。

(勤務を要しない日および休日)

第9条 育成補導員の勤務を要しない日および休日(以下「休日等」という。)は、次のとおりとする。

(1) 日曜日および第7条第1項の規定による勤務時間の割り振りがされなかった日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日から1月3日までの日および12月29日から12月31日までの日

2 所属長は、特に必要と認める場合は、育成補導員に前項各号に掲げる休日等に勤務を命ずることができる。

3 休日等に勤務を命ぜられた育成補導員については、他の勤務日を振り替えし、または代休日を与えることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 「函館市青少年補導センター青少年育成補導業務嘱託職員の勤務等に関する要綱」(平成24年4月1日施行)は廃止する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。